

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 山口市小郡上郷3583番地1
氏 名 株式会社 井藤商店
代表取締役 井藤 明治

令和7年2月6日付け一般廃棄物収集運搬許可申請については、下記のとおり許可する。

令和7年2月12日

美祢市長 篠田 洋司



記

許 可 期 間	令和7年4月1日から 令和9年3月31日まで
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物全般（し尿及び浄化槽汚泥を除く）
事 業 区 域	美祢市内全域
許 可 条 件	1 事業の範囲 ・事業計画の概要を記載した書類で申請した一般廃棄物。 ・積替え又は保管は含まない。 2 許可の条件 (1) 収集運搬は、生活環境の保全に支障のないように速やかに行うこと。 (2) 業務に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の該当規定を遵守すること。 (3) この許可証にて、美祢市処理施設に搬入できる廃棄物は本市で発生した事業系一般廃棄物とし、同市外の物が搬入されたことが判明した場合は許可の取消を行う。

- 注 1 この許可証は、事務所(営業所)内の見えやすいところに、必ず掲示しておくこと。
2 申請事項が変わった場合は、速やかに届け出ること。